

令和5年度 軽自動車税(種別割)額は下記のとおりです

● 原動機付自転車(原付)、軽二輪、小型二輪、小型特殊自動車



車両区分		税率(年税額)
原動機付 自転車 (原付)	50cc以下(0.6KW以下)	2,000円
	50cc超90cc以下(0.6KW超0.8KW以下)	2,000円
	90cc超125cc以下(0.8KW超1.0KW以下)	2,400円
	ミニカー(0.25KW超0.6KW以下)	3,700円
軽二輪(125cc超250cc以下)		3,600円
小型二輪(250cc超)		6,000円
小型特殊 自動車	農耕作業用(トラクター・コンバイン等)	2,400円
	その他のもの(フォークリフト等)	5,900円

お問い合わせ先
竹富町役場 税務課
Tel.0980-83-4861

● 三輪、四輪の軽自動車



車両区分	税率(年税額)		
	①平成27年3月31日までに新規検査をした車両	②平成27年4月1日以後に最初の新規検査をした車両	③重課 最初の新規検査から13年を経過した車両 (令和5年度課税分=最初の新規検査が平成22年3月以前の車両)
三輪	3,100円	3,900円	4,600円
四輪	乗用(自家用)	7,200円	10,800円
	乗用(営業用)	5,500円	6,900円
	貨物用(自家用)	4,000円	5,000円
	貨物用(営業用)	3,000円	3,800円

■ 軽四輪車等にかかる軽自動車税のグリーン化特例(軽課)について

令和4年度に新規登録された軽四輪等(三輪以上の軽自動車)で、排出ガス性能及び燃費性能の優れた車両について新規登録の翌年度の軽自動車税を軽減します。

グリーン化特例(軽課)に係る軽自動車税の税額

車両区分			(1) 税額を概ね 75%軽減	(2) 税額を概ね 50%軽減	(3) 税額を概ね 25%軽減	適用外の 車両	
軽自動車	三輪		1,000円	2,000円※1	3,000円※1	3,900円	
	四輪	乗用	自家用	2,700円	対象外	対象外	10,800円
		乗用	営業用	1,800円	3,500円	5,200円	6,900円
	四輪	貨物用	自家用	1,300円	対象外	対象外	5,000円
		貨物用	営業用	1,000円	対象外	対象外	3,800円

- (1) 電気自動車・天然ガス自動車で平成21年排出ガス規制10%以上低減または平成30年排出ガス規制適合
(2) 令和2年度燃費基準達成かつ令和12年度燃費基準90%以上達成車
(3) 令和2年度燃費基準達成かつ令和12年度燃費基準70%以上達成車

※(2)、(3)はガソリン車・ハイブリット車で平成17年排出ガス基準75%低減達成車または平成30年排出ガス基準50%低減達成車に限ります。

※1 乗用営業用のみ対象

*グリーン化特例の適用は1年間であるため、令和4年度までに「グリーン化特例(軽課)」を受けたことのある車両については、令和5年度「グリーン化特例(軽課)」は適用されませんのでご注意ください。